

商工会員の皆様へ

令和6年度 販路拡大支援事業補助金のご案内

販路拡大、新規需要開拓の事業経費（展示会費用・会社案内印刷費用）にご活用ください。

大野町商工会では、大野町との連携により、町の産業振興及び活性化を図るため、町内の商工会員が技術・製品・商品・サービスの販路拡大、新規需要開拓のため展示会、見本市に出展する場合または会社案内等を作成する場合にその経費の一部を補助します。

1. 募集期間

令和6年6月1日～令和7年3月31日

（ただし予算枠に到達次第、受付終了します）

販路拡大・開拓等にご検討下さい！

2. 対象者

- (1) 大野町内に事業所等を有し、大野町商工会に一般会員として入会すること。
- (2) 補助金の交付を受けてから、引き続き3年間は大野町商工会員であり続けること。
- (3) 補助金の交付を受けようとするものは、共済制度に1口以上加入すること。

●前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付対象とはしない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制される業種及びこれに類する業種又は消費者に著しく不利益を与える事業を営む者
- (2) 商工会費を滞納している者
- (3) その他大野町商工会長（以下「商工会長」という。）が適当でないと認める事業を営む者

3. 補助内容

1) 補助対象事業

次のいずれかの事業とする。

- ①機械装置等費 ②広報費 ③ウェブサイト関連費 ④展示会等出展費
（オンラインによる展示会・商談会等を含む） ⑤新商品開発費
⑥委託・外注費（補助対象経費は国の小規模事業者持続化補助金に準拠します）

4. 補助金額

補助金の交付額は、別表に定める補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額）とし、10万円を上限とする。なお、補助金の交付は、当該年度内1回の交付とする。

また、補助金の交付を受けてから3年間（交付当該年度末から起算する）は補助を受けることができない。

※他の補助金との重複申請はできませんのでご注意ください。

申請には必要書類等がありますので、詳しくは大野町商工会へ。

お問い合わせは大野町商工会まで

TEL : 0585-32-0667 FAX : 0585-34-3370



申請に必要な書類が上記のQRコードからとれます